

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。山崎地域保健課長が公務出張のため欠席でございます。

本日の日程及び資料を先日皆様にお送りいたしました。陳情審査が1件、報告事項が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。保健福祉委員会に新たに送付された陳情、送付4-27、千代田区生活支援課における支援の質と体制についてです。陳情書の朗読は省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいたします。

○大松生活支援課長 陳情書をまずめくっていただきまして、まず、そこに要旨として、①番、しおりの作成について、そして②番、障害者の専門性と高い相談技術を要したケースワーカーの配置について、陳情を求められております。この点につきまして、まず、しおりにつきましては、私ども、ただいま他の自治体を参考に一般向けのしおりを作成中でございます。もう一つ、ケースワーカー、高い専門性については、ケースワーカーでございますが、この理由の中身をちょっと見ましたところ、精神保健福祉士のここの取得率の向上を求められておりますが、今のところ私どものケースワーカーで、全て社会福祉主事の資格のほうは保有しておりますが、ケースワーカー全てにいわゆる精神保健福祉士の資格というのはなかなかちょっと難しうございますが、私どもの課で会計年度職員では精神保健福祉士はおりますので、まず内部で連携するとともに、場合によっては保健所でございますとか他の所管の精神保健福祉士と連携をいたしていきたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項がございましたら、お願いいたします。

○長谷川委員 資格の問題ですけれども、具体的に生活保護相談員の資格を持っている方の割合というかは、わかりますでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、相談員につきましては5名おりますが、全て精神保健福祉士をっておりますので、この割合におきますと10割、100%でございます。あと生活保護のケースワーカーにつきましては、今9名おりますが、そのうち精神保健福祉士を所持しているのは1名でございますので、割合で申しますと1割未満でございます。

○長谷川委員 そうすると、そういう特に配慮が必要な方に対するの相談に対応することには、ケースワーカーさんだけでなく、相談員さんがそうやって資格を持っている方ということでは、ご一緒にお話を聞くとか、対応ができるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○大松生活支援課長 個別の案件につきましても、例えば病院におつなぎするとか、そういった場合は連携して対応は可能でございます。

○長谷川委員 そうすると、例えば様々障害というか特性があって、なかなかこういうところが厳しいという方に対して、まずはお話を聞いてからじゃないと、そういう資格がある方とのお話が難しいということになるのでしょうか。

○大松生活支援課長 基本的には今ご指摘いただいたとおりお話を聞いてからになるんですが、あらかじめ何かしら情報があれば、最初から精神保健福祉士につなぐということも可能でございます。

○長谷川委員 例えば今回ご指摘があった、この、具体で言ってもいけないのかもしれないですけども、今回の陳情に対して、対応がどのようだったかなというふうにお思いでいらっしゃいますか。

○大松生活支援課長 内容については、ちょっとあまり踏み込むのはちょっと適當ではないと思うんですが、こちらの陳情内容の要望につきましては、生活保護のサービスの受給否かにちょっと関わるところでございますので、精神保健福祉士の資格でなければならぬというよりは、ケースワーカーの業務の中ということが多々ございますので、場合場合によって、私も報告を受けながら、なるべく細かい対応をしてきたと存じております。

○長谷川委員 一つ一つで細かくてすみません。この陳情を出された方については、一刻も早く職場復帰をして生活保護から脱却したいというようなお思いがあるので、きちんとした対応が講じられれば、生活を戻す、自立した生活を送れるのかなと思うんですけども、その対応について、うまくいかなかったということですけども、今後どのように支援がされるのか、合理的配慮が受けられるのかということがご心配なのかなと思います。しおりは今作成中というお話でしたけれども、具体的には何か、どういう部分が足りなくてというのが何かあったのでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、今ご指摘の前半部分につきましては、今後とも継続して自立に寄り添った対応をしてみたいと思います。

次に、しおりにつきましては、私どものしおりが生活保護を受ける対象者向けのしおりでございますので、一般向けに、このような権利がありますという部分がちょっと足りなかったと思っておりますので、そういったところをちょっと前面に出したような、他の自治体も参考にして、そういったしおりを作成していきたいと存じます。

○長谷川委員 そうですね。受ける、私も以前、しおりってどんなものですかというので、頂きたいという話をしたら、何か直接受ける方へのリーフレットみたいなもの、どういう、形がちょっとよく分からないんですけど、そういう文章だというので、頂けなかった。頂けなかったというか、その後も私もちゃんと確認すればよかったんですけども、ちょっと資料として次回出していただくことはできますか。しおりを。

○大松生活支援課長 一旦、すみません。

○池田委員長 用意があるんですか。

○大松生活支援課長 あ、はい。

○長谷川委員 いいですか。

○大松生活支援課長 では、資料のほうは用意してございますので、配付のほうをお願いいたします。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田委員長 はい。それでは、資料を用意してあるということなので、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

担当課より参考資料が出されました。引き続き質疑を受けます。

副委員長。

○飯島副委員長 私もこの問題に関心を持って、本会議、一般質問でも何回か取り上げました。本会議の中でも、ちょっと質問の中でも言ったんですけども、同じような事例の方がオンブズパーソンに苦情申し立てというのをして、その中で、オンブズパーソンの調査の結果ということでは、区のほうが寄り添ったと思っていても、それが対象者がそう感じなかったらそれは駄目だというか、そういうふうにオンブズパーソンの調査の結果として示されているんですね。

先ほど長谷川委員の質問で、いろいろ資格を持った方はいるんですよというお話はあったと思います。ただ、その方々の熟練度といいますか、そういうことと、適不適というか、そういうこともあるし、また、当事者との相性もあると思うんですね。だから、そこら辺のところでは、本当に発達障害の方というのは様々なこだわりを持つことが、その違いもあるんです。やっぱりそこは複数の方が対応できるような体制に持っていくということが本当に必要だと思うんですね。

過去の一般質問の答弁の中でも、なかなか理想どおりの人的な配置というのは、そこも、理想ではあっても、なかなか全体との兼ね合い、全庁的な兼ね合いで、難しいということも十分承知はしているんですけども、やっぱりこれから、今後このような陳情者のような方が増えていくという可能性は大いに考えられるので、やっぱり年数、一定程度の熟練度、学べる年数というのを、きちっとそこに在籍してもらうというか、そういうことを確保するというのも、ぜひ人事のほうに努力をしてもらうようにしていただきたいというのが1点あります。

その上で伺うんですが、さっき相談員5名の方が全て精神福祉士の資格をお持ちだということで、ケースワーカー9名の中で1名の方がという、そういうお話がありました。その方々の在籍、在職の年数はどのような年数なんでしょうか。それぞれ個別にということでは伺えれば一番いいんですが、5年以上在籍している方というのはどのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、今のご指摘の前半の部分、熟練度を考えて人事上の配慮をするということのご指摘を頂きましたが、この点はこれまでも、例えば1年、2年ですぐ配属が変わるようでしたら、なかなかちょっと専門職の熟練度も。

○飯島副委員長 ですよ。

○大松生活支援課長 重ねていきませんので、その辺りのところはこれまでも配慮のほうは頂くようお願いしておりますし、今後ともお願いしてまいります。

もう一つ、このケースワーカーの在籍年度でございますが、2年目から、長い者では6年ぐらいの者がおりますが、大体5年ぐらいの者は、このうちの、ちょっと今あれなんですけど、ちょっと今、名簿を見ながらちょっとやっているんですが、4名ぐらいおりますので、例えば1年、2年のあんまり経験の浅い者が全てということではございませんので。

以上でございます。

○飯島副委員長 じゃあ、大体5年たてば、ある程度は慣れてきたかなというふうには思っているんですね。若い方を育てていくという意味では、0年から順番にあるのが本当

に好ましいと思うんですね。複数配置されているということも伺いましたので、やっぱりそこは専門職が生かせるように、ぜひ複数対応ということで、常に若い方も育てていくというか、その配慮もしながら対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、しおりのほうなんですけど、今、資料として頂きました。ありがとうございます。しおりについても、これ、2年ぐらい前に私も取り上げて、そのときに、検討しますという答弁を頂いたんですね。それが検討した結果どうなったかなと思って、現在のこのしおりを頂きました。そうしましたら、確かに何か文言が一部変わっているのがあるんですね。それは、「生活保護を受けるにあたって」という欄の3番目のところですかね。これ、扶養義務のところですね。これが、以前は「受けるよう努力してください」というのが、今度は「受けてください」になって、扶養義務が結局後退している文言に変わっちゃっているんですね。このしおり自体が非常に不十分だということに併せて、これ、生活保護の方に、申請の方に渡すにすれば、ちょっと非常にまずい変更の仕方だということの一つ指摘したいんですね。

さっきの答弁で、ほかの事例も研究しながら作っていくつもりだという前向きの答弁がありました。だからそこに大いに期待したいんですね。私、23区の中で生活保護のしおりはどうなっているのかというのを全部調べてみました。そしたら、二つほどのところが、千代田も合わせると三つほどですね。しおりらしいしおりというのはないんですね。例えばこういう、こうなって、何枚にもなって、これ裏表になっていますけれども、生活保護はどういうときにどこに申請をしたらいいのか、受けるということになりますよというのが裏表で、だから6枚ものですかね。こんなふうになっているんですね。いろんなところがありました。こんな、色のついていないところもあるし、これ全部出してみたいんですが。

どこのところを参考にすることが、まだ具体的に決まっているのか、いないのか。また、ここの中に、しおりの中にきちっと入れるのは権利を主体にしたものという、本当に前向きな答弁があったと思うんですけども、このことは必ず入れようというか、そこら辺の論議まで今進んでいるのかどうか、伺いたいと思います。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のうち、まずこちらの生活保護ケースワーカーに配属された若い者を育てていくという点、この点は今後とも注意して、人事上の配属ローテーションを踏まえた上で注意してやってまいります。

あと、いわゆる精神的なメンタルヘルスで問題を抱えた方もやはり時々いらっしゃいますので、そういった方にも寄り添っていけるように今後ともやってまいります。

次の後半のご指摘、しおりのほうのご指摘なんですけど、まず上から2番目、生活「保護を受けるにあたって」、（3）親子などからの援助を受けられる方は受けてくださいという点に、ちょっと文言が直っているというご指摘でございますが、ここは、ちょっとすみません。生活保護法の第4条のほうの、ちょっと扶養義務者のことをちょっと意識して直したものでございます。ただ、その上で、例えば厚生労働省局長通知で、例えば本人がお断りしたり、その本人が意思を、そういった意思が、例えば扶養照会とかを希望しない場合は、これはなるべくその旨に沿った緩和した対応をするように、私ども課のほうでは課内で周知しておりますので、こちらのほうはちょっと強い言い方に変えましたけど、対応のほうは緩和した、なるべく緩和した措置を取っております。

それともう一つ、この「受けてください」という文言につきましても、ちょっと次回のしおりでは、今のご指摘を踏まえて、例えば修正なども考えていきたいと思えます。

そして次に、もう一つ、しおりの例えば他区の自治体のどの辺りのところを参考しているか、具体的な例は、というご指摘でございますが、今のところ、ちょっと23区を中心に参考にしていくというところでございますが、例えば〇〇区に分を参考にするとか、特にちょっとそこまではまだ決まっておりません。

次に、先ほども私も申しましたように、しおり、一般向けもちょっと今後考えていくということでございますので、いわゆる生活保護はいわゆる最後のとりで、権利でございますというところは、ちょっと前面にちょっと出していこうかというふうに考えております。○飯島副委員長 今、学校教育の中でも、多分、中学生の公民という授業だと思うんですが、その中で生活保護の問題が取り扱われていると思うんですね。そこでの教材なんかにもできるようなというか、中学生でも理解できるような、そういう内容にさせていただきたいというふうに私は思っているんですね。数年前に千代田の中学生がホームレスに熱湯をかけたとか、そういう事件がありました。やっぱりそういうホームレスになった背景とか、そういうことにまで及んで、そういう方たちにこういう権利があるんだというような、そういうことを学校教育の中でも教えていくというか、教材にしていけるような、そういうような中身に、ぜひしおりもしていただきたいと思いますというふうに私は思っているんですね。そこら辺は考慮されるんでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のとおり、内容を充実させていくことと、あと分かりやすさ、これをなるべく両立できるような方向で考えてまいりたいと存じます。

○飯島副委員長 最後。

○池田委員長 ちょっとごめんなさい。今の確認は、このしおりを見直しているというのは、受給者向けに対してのしおりですよ。見直す。今、副委員長が言っていたのは、学校教育の中に生活保護に向けた教育をもっと理解しろというようなのは、このしおりには適さないとちょっと感じたんだけど、そこは別に、別立てで考えようとはしているんですか。

副委員長。

○飯島副委員長 いや、私の今の趣旨は、中学生の学校教育の中でも使えるような、ようなね、使うかどうかは、これは指導課のほうで考えることですからあれですけども、使えるような、中学生でも理解できるような、そういう内容にしていっていただくということは考えられているのかということなんです。使えるように、使ってほしい。だけれども、それはここで決めることじゃないから、もちろん指導課が決めることだから、それは何とも言えないですけども。そのような、だから、難しいじゃなくて、中学生でも理解できるようなものということなんです。

○大松生活支援課長 ちょっと、すみません。私の申し上げ方が分かりにくくて申し訳ございません。

まず、先ほど私が分かりやすくと内容を充実したという意味では、あくまでも一般向けに対してのしおりでございますが、これを特に学校教育のほうに使うということまでは今現在は想定しておりません。私どもが作ったしおりを、それを転用、ふさわしい所管が転用するというところで使うのは、ちょっとまた別途の問題でございますが、このしおり自体

を教材用に作るのところまでは想定しておりません。

○池田委員長 関連。長谷川委員。

○長谷川委員 しおりのそういう学校教育のというの分かるところですが、そもそもになってしまうんですけども、この生活保護のしおり、一番上の行には、生活保護の、このしおりの説明を受け、了承・同意しますということになっていて、まずはこれ、しおりというよりも、受けるに当たってのそういう約束事のことなので、特に、受ける方はそのときにこれをお書きになるんでしょう、説明を受けてお書きになるんでしょうけども、生活保護を受けようかどうしようか迷っている方に対してのリーフレットみたいなものがあるんでしょうか。そういうものがないと、窓口でどうしようかなと言っているときに、自分でもこういうものだなという理解も進まないと思いますし、他区のそういう困ったときに手に取るような冊子があるところもあると伺っているんですけども、まずこの生活保護のしおり、千代田区で出しているのは、これはしおりというようなものでなく、同意書、そうですね、同意書なので、別途やっぱりこれは、必要とする方に分かるようなものを作るべきじゃないのかなと思うんですけど、そのこのところはいかがでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘につきまして、まずしおりというものにつきましては、この今お配りしている参考資料だけでございまして、今、一般向けのリーフレットはあるかないかというご指摘につきましては、一般向けのものはございませんので、それで、先ほど私が申し上げている一般向けのしおりというのはそのことでございます。

○長谷川委員 そういう一般向けの、まずは困ったときに手に取れるようなものを、窓口ないしは各出張所であったりとか、そういうところに置くことが先決なのかなと思っています。そこに、丁寧に状況、こういう受けるに当たっての承諾を受けることもあるけれども、どういうふうなことができるのか。就労であったりとか住まいであったり、いろんな、うーん、支援が受けられますよというような丁寧な冊子を、冊子をというか、しおりですかね、まずはそこをしっかりと検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のとおり、まずは考えていきたいと思います。

1点、内容の充実というのはもちろんでございますが、あまりにもちょっと盛り込み過ぎると、実際手に取って、ちょっとあんまり、かえって分かりにくくなるという問題もございますので、そのところは、私、冒頭申しましたように、他の自治体を参考に、なるべく分かりやすいのと、内容の充実を両立したようなものを作ってまいりたいと存じます。

○長谷川委員 はい。続けて、別のところでいいですか。

○池田委員長 ちょっと、じゃあ。

河合委員。

○河合委員 今回たまたま発達障害の方からの陳情ということで、生活保護の方からの陳情ですけども、これは発達障害の方全般に関わる問題かなと思うんです。それで、全ての発達障害の方がこの地域で生活しやすく、自立支援をできるためのシステムというのをもう一回見直すことが一番、これもきっかけに見直していくことが大事なかなと思っているんです。

それで、部署は違いますけど、児童福祉法のまた改正があったりして、いわゆる質の高いいわゆる発達障害もしくは障害者の方のケアというものを、もうちょっとみんなで考えましよう。大まかな結論から言うと、最後、ステップアップをしていこうということな

んで、この所管だけではなくて、子ども部も含めて、いわゆる幼少期から就学時、それから就労時、いつ発達障害の症状が出るか分からない人もいますから、10人に1人と今言われていますけども、その人たちに自立支援を、いかにこの行政として支援をしていくかということが大事なかなと思いますので、もう一度、全体的な流れのシステムというものを再検討する必要があるのかなと。今後のことも含めて、この時期にやるのが大事なかなと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○飯島副委員長 部長になっちゃうんじゃない。

○河合委員 えっ。

○飯島副委員長 部長になるんじゃない。

○河合委員 いや、自分の所管の部分でいいから。

○池田委員長 部長、答える。じゃあ、保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 このたび、この生活保護のしおりにつきまして、様々なご意見を頂きました。今、河合委員にご指摘いただきましたように、河合委員もこれまでもいろんな場面で今のご質問の趣旨をされているかと思えます。まさに子どものそういった発達障害の全般を考えた制度の中身というのをしっかりとお知らせをするという、考えていくというのは大事だと思っています。これは当然子ども部との連携も必要になってまいりますので、今回しおりが発端でございますけれども、これを契機にちょっと子ども部のほうとも協議をしながら、どういったことができるのかというのはこれから考えていきたいと思えます。

○河合委員 発達障害のレベルというのもいろいろあると思うんですよ。それで、基本的には各段階のレベルにおいて能力を引き出してあげること、それから就労支援のいわゆる社会復帰をしていくときのシステムをつくってあげることが一番大事なかなと思いますので、その辺は、医療的なケアも含めて、この部署の保健福祉部が中心になってやることかなと思っていますので、その辺はしっかりと認識をしていただきたいなと思っています。

○細越保健福祉部長 本日、障害者福祉課長は出席しておりませんが、当然この障害者という視点でも、この就労支援も含めて、ちょっとまだまだ区のほうで足りない部分かなというふうには、それは認識しております。今日頂いたご指摘も踏まえまして、しっかりとこれから取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○池田委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 先ほどの専門性のところで、ケースワーカーさんの資格取得とかということについては、推奨して、担当課のほうとしては今後推奨していかれるのかどうかということと、あと今、前にちょっと調べたときに、ケースワーカーさん1人当たり抱えている人数が、たしか八十何人とか、そのくらいだったような気がしたんですけども、今の状況は分かりますか。

○大松生活支援課長 2点ご指摘いただきまして、まずケースワーカーの資格の取得でございますが、このところは、すみません、実はいわゆるケースワーカーが法律上必要な資格の要件にもちょっと関わるところでございますので、なるべく社会福祉主事以外の資格も持っていることが望ましいんですが、そこを要件にして採用するというのは、ちょっと

なかなか難しいところを、ちょっとご了承いただきたいと思います。

あともう一つ、今の1人当たりのケースワーカーが抱えている人数でございますが、今のところ、ちょっと今、原則的には80までいっておりませんで、70の後半、七十何人かで収まっております。

○長谷川委員 職員さんの資格の取得については、何らかの工夫ができれば、課のほうです、取得してもらえるような、例えば勉強についての研修扱いで出かけて学んでいただくとか、何かそういうことができればいいなという、半分お願いですけどね。そういうことと一緒に、あとケースワーカーさんが今抱えている人数、他区と比べて多いのか少ないのか。今、厳しい、いろんな個々の案件によって相談が密に、何回も繰り返すことになって、人手が足りない状況なのか、そうであれば、やっぱり人員の確保というのが大切なんじゃないかなと思うんですけども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、ご指摘のうち、資格取得のために研修などに行かせることにつきましては、これまでもそういった機会があれば、なるべく行かすような指導というか、促進はしてはりましたが、今後とも続けてまいります。

次に、他区に比べて1人当たりのケースワーカーが少ないか多いかという点でございます。抱える人数が多いか少ないかという点でございますが、一応、厚生労働省のめどでは80人以下ということでございますので、適正な数字のうちに収まっていると思います。他区についてなんですが、ちょっと特定の区では、ちょっと、ごめんなさい、挙げられないんですが、ほかの区では100人を超えているところもあると伺っておりますので、それに比べると私どもは適正な範囲かと思えます。ただ、ケースワーカーの人数につきましては、今後とも社会情勢によって、生活保護の申請という形では増えていくというようなことも考えられますので、その点はそういった事情を見ながら人事とも交渉してまいります。

○長谷川委員 そうですね。規定の人数には達していないということは分かるんですけども、その事情により職員さんが大変な思いをしているというのもあるのかなと思うので、そこは改めて検討していただきたいと思います。足りないのであれば、まあ、非常勤でというの分からないんですけども、職員さんの増員を考えていただきたいと思います。80人に満たなくても、そういうことは検討していただきたいのかなというふうに思います。

あと、やっぱり発達支援が必要な方にとって、就労についても大変なことだと思うんですね。今コロナ禍で、なかなか就労がうまくいかないというような状況もあります。お仕事を継続できない。だから結局、生活保護を受けざるを得ないというようなこともあるかと思えます。就労センター、就労支援センターのほうも、ごめんなさい、ちょっと担当部署が変わっちゃうかもしれないんですけど、人数、抱えている人数も結構いるのかなとか、支援体制がどうなっているのかなというのも含めて、担当課のほうと連携が取れているのかどうか。そこにまた同行されるのかどうか。いろいろ対応をされていることについて、どのようにされているか、ごめんなさい、お伺いしたいと思います。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘で、まず、先ほどもご指摘がありましたケースワーカーの人数でございますが、やはり一応は基準、想定の求められている数より、それよりは下でございますというふうに申しましたが、やはり社会情勢によって、例えばパンデ

ミックとかでは生活保護の申請が増えるとかということは考えられますので、その辺りは社会情勢を見て、柔軟に人数のほうも対応していきたいと思います。

次に、就労の点、就労のことにつきましては、ハローワークなどの会議のほうは年に一遍やっておりますのと別に、具体的に何件同行しているかというふうにはちょっと手元にございませぬが、そういったことも含めまして、柔軟に対応してまいりたいと存じます。

○池田委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 ちょっと今、担当課長の答弁を補足させていただきます。

このケースワーカーさんのこの人数というお話です。今、課長が申しあげましたように、一応現時点でも、もちろん仕事の、中身の濃淡はありますけれども、厚生労働省の基準の中で収めていると。私も周辺区の状況なんかは承知してはいますけれども、本当にこの80はおろか100の単位でいっている自治体もあります。ちょっと増員もあり得るようなちょっと答弁に聞こえたかもしれませぬけど、なかなか職員を雇用するって、これは非常に大きな問題でございますので、軽々には増やすということは申しあげられませぬ。実情を見ながら対応を考えていきますけれども、現時点におきましては、今、生活福祉課の職員が、ちょっと今日、陳情の方はちょっと不満があったかもしれませぬけれども、丁寧に寄り添って対応しているというふうには思っておりますので、それを引き続きしっかりやっていきたいと思ひます。

○長谷川委員 はい。

○池田委員長 はい。岩佐委員。

○岩佐委員 この陳情者の方は、いろいろと窓口のご対応で、もっと資格があった方がご対応いただけてくれたほうがよかったんじゃないかという、そういう陳情だと思います。ただ、2年前から、精神保健福祉士と社会福祉士さんの中で、養成科目から低所得者に対する支援と生活保護制度というのが多分なくなって、これは体制の問題だと思うんですね。じゃあ、この精神保健福祉士さんは、一挙にこのケースワーカーとしての仕事を全部集中的にやって、全部にいろんな資格を持っている人が窓口にかくさん、十分な人数そろっているのは最高かもしれないんですけども、区としては、特にうちみたいな人口の区としては、やはりいろんな専門性を持った方たちが、しっかりとそのときグループとなって支援するという。窓口でしっかりと、例えば福祉士さんが必要な場面には福祉士さんも同行するとか、あるいは就労支援センターがということが、まだそれがしっかりできていなかったんじゃないか。例えば発達障害の方の例えば同行支援であれば、モフカとかそういうところをしっかりと区はもう用意しているわけで、そういうところが一つ一つの窓口のケースごとに生かされていないんじゃないかと思うんですね。

なので、そこは所管とか部署とかを超えて、今日も例えば障害福祉の課長がいらっしゃらないということが、区の体制が表れていると思うんですね。逆にこの方は、ちょっと障害とか特性をお持ちである。その特性の方に沿ったサービスをしていくんだよね。そして、生活保護というルールだけではなくて、発達支援、就労支援、発達障害の方の就労支援、それが一つ、月に何回いらっしゃるかちょっと分からないですけども、のときに、その方が1回で感じられるような体制を整えていただければよくて、それは今からでもご検討いただけるのではないかということで、体制をもう少し、それぞれの問題を全て一つのグループで対応するような体制にしていきたいのが一つと。

令和 4年12月 6日 保健福祉委員会（未定稿）

あと、先ほど分かりやすさと言っていて、私はいつも子どもでも分かる区政報告を出しているんですけども、読んで子どもでも分かるしおり、字の大きさとかはもちろん、この先ほどいただいたやつも、すごく必要なことは書いてありますけれども、個別の言葉が割と行政用語があったりして、例えば扶助という言葉とか要件とかって、あまり日常的には一般の人は使わないでしょうし、とかそういった言葉を少しずつちょっと柔らかくして、それこそ中学生が分かるという、中学生でも分かるしおりにしていただきたいというのは、これはちょっと2点、別な話なんですけども、どちらもいかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 ありがとうございます。ちょっと前段の、ちょっと全体の体制という部分のご質問でしたが、そちらについて、ちょっとお答えさせていただきます。

まさに岩佐委員おっしゃるとおりでございます。本日もそういう意味では、この陳情の趣旨の方が障害のお持ちの方ですので、本来であれば私の判断で障害者福祉課長も同席させるべきだなというふうに今思っておりました。すみません。その点はおわびしたいと思います。

で、やはり今、千代田区の特性というのは、今まさにご指摘いただきましたように、グループというかチームでその方に合った支援をしていくということで今も進めています。これからもそれは変わらずしっかりやっていきたいと思っています。そういった意味では、この今、生活保護ということに限らず、あるいは保健福祉部として、今回の陳情を機に、また職員全体で意識を改めまして取り組んでいきたいと思っています。

あとしおりにつきましても、ちょっと先ほど飯島副委員長からもお話がありましたように、教材にするかどうかは別にして、やはり誰もが分かりやすいというのは、これはもちろんでございます。課長のほうからも、分かりやすさと中身の充実ということで申し上げておりますので、そういった子どもがなるべく分かりやすいようなという、そういった視点も織り込みながら、これから作るしおりには反映していきたいと思っています。

○池田委員長 はい。副委員長。

○飯島副委員長 職員の体制のほうにちょっとまた触れたいと思うんですけども、相談員さんというのは、1回だけの相談ではなくて、これは数年にわたったりとか、そういうこともあると思うんですけども、先ほど答弁がありましたように、相談員5名は全て精神保健福祉士の資格を持っていますよというお話でしたが、この方たちというのは、継続ができるいわゆる正職員なんですか、全て。

○大松生活支援課長 今のご指摘とご質問の点でございますが、まず、この相談員はいわゆる会計年度職員でございます。いわゆる正規の職員ではございません。

あともう一つちょっと補足でございますが、そうですね、精神保健福祉士、採用の要件が精神保健福祉士もしくは社会福祉士でございます。今現状では5名とも精神保健福祉士ではございますが、この先必ず精神保健福祉士がそろうというふうにはちょっと限りませんので、その点ちょっと申し添えさせていただきます。

○飯島副委員長 相談員の方100%がそういう資格を持っている方です。よと伺ったときには、おお、と思ったんですが、そこが会計年度ということになりますと、これがずっと続けられるかどうかというのは、また別の問題になってくるわけですよ。そこのところがもうちょっと、何年間か継続してその方に当たるということも十分考えられるので、会計年度ではなくして正規の職員でという、そこはなかなか困難だということなんでしょう。

か。

○大松生活支援課長 今のご指摘のとおり、正規の職員で、かつ生活保護ケースワーカーでございますと、先ほどちょっと私が申しましたように、法律上求める要件が精神保健福祉士というのはちょっとございませんので、そのところがちょっとハードルになりますので、ちょっとそこところは、必ずそれを要件にするということは、お約束できないというのが実情でございます。

○飯島副委員長 法的にはクリアしているんだよというお話、そういうふうにおっしゃりたかったのかなというふうに思うんですけども、でも、やっぱり必要性から考えれば、やはり継続性が担保された方ということが、これはもう不可欠になるのかなというふうに思うんですね。法的なあれがすごく後れているということはあると思うんですけども、千代田区として、やはりそこら辺のところを強く考慮して、人的な配置、これは人事のほうとの関連になりますけれども、ぜひそういう方向に向かっていていただきたいなというふうに思いますが、その意思としてどうなのかということはちょっと確認したいと思えます。

○細越保健福祉部長 本当に貴重なご意見をありがとうございます。先ほど長谷川委員のご質問の趣旨にもあるんですけども、やっぱり正規の職員というのは非常に大きな人材になりますので、今申し上げましたように会計年度任用職員というの、確かに正規の職員と比べて身分が少しちょっと安定しないというのはあるかもしれませんが、ただ、通常この会計年度任用職員というのは年度ごとの更新でございますけれども、ご本人のそういった働く意思があり、そして仕事を適切にやっていただければ、区といたしましても、それは雇用していくということでございます。

やはりこの会計年度職員、まさにその仕事に適した方、スペシャリスト的な方を採用するという仕組みでございますので、確かにフルスペックで正規職員が来たのは、それはいいという考え方もあろうかと思えます。ただ、先ほど来申し上げていますように、千代田区の特性は、こういった規模でございますので、チームで、全体でその方に対応していくということでございますので、そういった対応をこれから千代田区のほうでは進めていきたいと思っております。

○長谷川委員 関連。

○池田委員長 はい。長谷川委員。

○長谷川委員 職員の増員というのはなかなか難しいという状況は分かりますけれども、ケースワーカーさんも、法定の数とかということもあっても、実際に千代田区で関わってくださっている方がオーバーワークになっていないのか。例えば1人当たりの面接とか、いろいろ調査、相談を受けるのが、月に1回の方もいらっしゃるれば、5回、6回必要な方もいらっしゃると思うんですね。そういう場合には、やっぱり人員体制が足りなくなってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうところの調査というか、認識はどのようにお考えでしょうか。

○大松生活支援課長 ケースワーカーの人数、生活保護申請者に対する生活保護の人数ということでございますが、これにつきましては、月々の超過勤務の状況ですとか、その1人に抱えている、生活保護の方の数でございますとか、そういったことも踏まえまして、毎年、人事課とヒアリングなりしておりますので、そういった方向で生かしていきたいと

存じます。

○長谷川委員 併せてお伺いしたいんですけど、いろいろ相談される側と相談員の方との相性の問題もあると思うんですね。そういうところでは、複数で関わっていらっしやると思いますけれども、何かそういう問題があったときの対応というのは、どのようにされているのでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、やはりどなたの場合にでも相性というのはあると思うんですが、一応来る方から見て、あの人はいい、この人がいいということになりますと、やはり1人が抱える人数の公平性にもありますので、一応私どものケースワーカーは地区でそれぞれ配分しております。ただ、例えば非常に、何でしたっけ、任務の形態ですとか、その辺に関わるような、それに匹敵するような問題があれば、例えば担当を替えるという場合もあり得ると思うんですが、今のところそういったのがないのと、あと相性のほうだけで替えていくと、どうしても、ほかのお客様との公平性の問題もありますので、そのところはちょっと慎重に考えていかざるを得ないかなと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。ある程度地域性とか担当を区切らなきゃいけないというのも十分分かっておりますけれども、柔軟に対応していただきたいと思います。

併せて、その都度というか、大きな会議体というか、相談機能ができるように、就労支援センターの方と福祉課の方であったり、あとはモフカの方も交えてとか、しっかりとした相談機能がみんなで共有できるような、そういう機会も必要なんじゃないかなと思うんですけど、その方によってになるかと思っておりますけれども、そこもできるのかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 他の所管との連携でございますが、今のところも、きちりとした会議体という形ではないにしろ、連携のほうは日々しておりますので、またそういった会議体が持てるかどうかは、ちょっと今後の課題にしていきたいと存じます。

○長谷川委員 あともう一個、すみません。しおりについて。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 あと、ごめんなさい。しおりについて。戻ります。

千代田区で出している福祉のしおりがありますね。あれも要約版があるんですけども、今度、生活保護のしおりをもし作ったときに、いろいろ細かくなり過ぎちゃうというようなお話もあったんですけども、詳細を知りたい方ももちろんいらっしやると思いますし、概要で、こういうものなんだという、岩佐委員がおっしゃったみたいな、誰でも分かる、例えば中学生が学ぶときにも使えるような、こういう分かりやすいものとしっかり書かれているもの、二つ用意したほうがいいのかと思います。それはいかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今の、要約版と正規のものと2種類というご指摘を頂きましたが、ちょっとそのところは、今ある受給者向けのしおりのその点も含めまして、ちょっと今後の課題とさせていただきたいと存じます。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島副委員長 1時間近く論議されて、かなり生活保護について深まったかなというふうに思います。

一つ、やっぱり今の状況から言って、コロナ禍で、生活保護を受ける方も、社会福祉協議会なんかの貸付けが、あれが終わると、また増えるのかなというふうにも想定もしているところなんですね。また千代田の中では、連帯保証人になったために結局いろいろな財産を失ったというか、そういうことで、本当に思わぬ経済状況に陥ることが結構あると思うんですね。そういう意味では、しおりなんかの一番冒頭に、私はこれ、他区の、もちろん他区なんですけども、生活保護のご案内ということで、私たちは誰でも病気やけが、失業、高齢、離別や死別など様々な事情により、生活費や医療費に困ることがあります。そういう一文が入っていて、生活保護はこのようなときに憲法第25条で定められた生活を保障するというふうに、一番冒頭に書かれているんですね。そこら辺のところ gaze 皆さんに知っていただく必要があるのかなと私は思っているんです。ぜひ、他区のご案内、しおりを参考にこれから考えていくということだったんですけども、本当に生活保護というのは誰でもそういう場面になるかもしれないということを念頭に、ぜひしおりを進めていただきたいというふうに思います。これは要望でいいです。

○池田委員長 はい。答弁をお願いいたします。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘のほうを踏まえまして、しおりにつきましては、分かりやすく、かついわゆる最後のとりでの生活保護という、権利の面を前に押し出したものを検討、作成していきたいと存じます。

○池田委員長 はい。今まで活発に質問が出てきたかと思えます。しおりの見直しというのも、まずそうですけれども、部長からもありましたが、庁内の組織の中の体制の強化というところは、やはり連携をしっかりとさせていただきたいなと思っておりますので、その辺りは陳情者にしっかりと今後対応して、陳情者だけにかかわらず、この対象の方には丁寧に取り扱っていただきたいと思います。

ほかになければ、これで質問を終わりますが、取扱いはいかががでしょうか。

米田委員。

○米田委員 今、議論があった議事録と、保健福祉部長から庁内を連携して他の部署としっかり取り組んでいくということがあったんで、議事録で今日の内容をつけてお返しすればいいんじゃないかなと私は思います。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今の本陳情審査につきましては、しっかりやり取りをさせていただきましたので、送付4-27、千代田区生活支援課における支援の質と体制について、こちらはそのまま委員会の意見を集約したものを執行機関に申し入れることといたして、審査を終了といたします。

以上で陳情審査を終わります。